

参 考 资 料

参考資料 1 … 用語説明

参考資料 2 … 具体的施策の説明

参考資料 3 … 緑のまちづくりに関するアンケート調査の概要

参考資料 1 用語説明

あ行

■アダプト制度 (P2、4、5、19、33、37 掲載)

アダプト (adopt) とは英語で「養子にする」の意味があり、街路樹 (植樹帯) などを「養子」とみだて、市民が「里親」となり、植樹帯を中心とした道路の維持管理を地域、企業と市が協働で行うものです。

■市立公園 (P3 掲載)

都市公園等に、条例等に基づき都市計画区域外 (旧安富町、旧夢前町、旧家島町) に設置している公園を加えたものです。

■運動公園 (P3 掲載)

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、その敷地面積は都市規模に応じ1箇所当り 15~75ha が標準とされています。

か行

■街区公園 (P3 掲載)

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、1箇所当り 0.25ha が標準とされています。

■河川緑地 (P3、35 掲載)

河川区域内に河川占用している都市公園のことです。

■河畔林 (P32 掲載)

洪水などの影響を受ける不安定な立地の河原に生育している樹林のことです。

■緩衝緑地 (P3、26、35 掲載)

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な地域について公害、災害の状況に応じ配置します。

■企業の社会的責任 (CSR活動) (P2、4、19、32、33、37、38 掲載)

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

■近隣公園 (P3 掲載)

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、1箇所当り 2ha が標準とされています。

■グリーンインフラ (P1、34、35 掲載)

社会資本整備や土地利用活用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組のことです。

さ行

■里山 (P2、4、19、24、30、31、32 掲載)

市街地や集落周辺にある丘陵及び低山帯に広がる二次林帯です。

■市街化区域・市街化調整区域（P7 掲載）

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化区域は市街地として開発・整備を図る区域で既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のことで、市街化調整区域は市街化を抑制する区域のことで、

■施設緑地（P3、14、15、37 掲載）

主に行政が一定区域内の土地等を所有、もしくは設置している、公園緑地等を対象としています。具体的には、市立公園等に広場（市民広場、スポーツ広場公園、チビッコ広場）、墓園、その他（未告示の公園）を加えた公園や緑地、広場などのことで、

■自然公園（P4、17、24、31、32 掲載）

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健に資することを目的とする公園のことで、自然公園区域では国有地、公有地のほか民有地も含まれるため、一定の条件下で農業、林業などの産業活動を許容しています。

本市には、西播丘陵県立自然公園、播磨中部丘陵県立自然公園、雪彦峰山県立自然公園、瀬戸内海国立公園があります。

■自然緑地保護地区（P4、32 掲載）

山林等市域内に自然を残すために保護することが必要な地区のことで、

■住区基幹公園（P3 掲載）

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

■樹林地等（P4、30、31 掲載）

本計画における樹林地等は公園、宅地、農地等の緑を除いた森林法に基づく森林を対象としています。面積は兵庫県策定の「地域森林計画」に基づいています。

■水源涵養機能（P31 掲載）

土壌中に雨水を保水するとともに、河川への急激な流出を防ぐことにより洪水を緩和させる機能のことで、

■スポーツ広場公園（P3、5、25、35 掲載）

市民の健康増進に寄与することを目的として姫路市のスポーツ広場公園設置要綱に基づき、市内の空闲地等を活用して市が設置する広場のことで、

■設置管理許可制度（P33 掲載）

都市公園法第 5 条第 1 項の規定より、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が与える許可制度のことで、

■総合公園（P3 掲載）

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、その敷地面積は、都市規模に応じ1箇所当たり 10~50ha が標準とされています。

た行

■地区公園（P3 掲載）

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるような配置し、その敷地面積は、1箇所当たり 4ha が標準とされています。

■チビッコ広場（P3、5、25、35 掲載）

幼児の遊び場等に供する民意による善意の遊び場として、チビッコ広場開設要綱に基づき、自治会等が当該地域内の適切な場所（更地）に設置し管理する広場で、市は広場整備の助成を行います。

■動植物保護地区（P4、32 掲載）

野生動物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む）または、野生植物の生息地であってそれら動植物の保護または繁殖を図るために保護することが必要な地区のことです。

■特殊公園（P3 掲載）

風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置されま

■都市基幹公園（P3 掲載）

主として一つの市域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分されます。

■都市計画区域（P2、3、7、14 掲載）

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲（本市では旧姫路市と旧香寺町）であり、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のことです。本市においては、市域面積の58%が都市計画区域となっており、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域とに区分されています。

■都市計画公園（P1、4、24、31、34 掲載）

都市計画法に基づき都市計画決定している公園・緑地のことで、整備済みのものと未整備のものがあります。

■都市公園（P1、3、5、14、25、34、35、37 掲載）

都市公園法に基づき、自治体等が設置している整備済の都市計画公園や都市計画区域内の都市計画決定されていない公園・緑地のことです。

■都市公園等（P3 掲載）

都市公園（都市公園法に基づき設置する公園）に条例等に基づき都市計画区域内に設置している公園を加えたものです。

（都市公園法に規定しない運動公園）球技スポーツセンター、豊富グラウンド、シーサイドゴルフ場。

（都市公園法に規定しない特殊公園）そうめん滝自然公園、太尾自然公園、牧野自然公園、藤ノ木自然公園。

■都市緑地（P3 掲載）

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当り面積0.1ha 以上を標準として配置します。

ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha 以上とします。

は行

■Park-PFI（P33 掲載）

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店や売店等の公園利用者のための利便施設の設置と、施設から生ずる収益を活用して周辺の園路、広場等の公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

■播磨国風土記（P24 掲載）

八丈岩山、薬師山、秩父山（水尾山）、神子岡、姫山等市街地に点在する小丘は播磨風土記に記される国産みの舞台であり、市街地に浮かぶ緑の島となっています。

■ビオトープ（P24、32 掲載）

ドイツ語で生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」との合成語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となり、単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的に見ても良好な環境を有する空間を指します。

■姫路市自然保護条例（P32 掲載）

市民ぐるみで都市の緑化、自然の保護などを推進し、自然と生活の調和を図ることを目的として昭和 46 年から施行しています。

■風致公園（P3 掲載）

主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園のことです。

■保安林（P4、16、31、32 掲載）

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林のことです。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には県知事の許可が必要です。

■保全配慮地区（P4、31、32 掲載）

緑地保全地域や特別緑地保全地区以外の区域で重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことです。

■保存樹（P4、19、32 掲載）

市民に親しまれもしくは由緒由来がある樹木（樹林を含む）、優れた美観を呈する樹木または貴重な樹木で保護することが必要な樹木で、自然保護審議会により指定された樹木のことです。

参考資料 2 具体的施策の説明

『みんなで緑を守ります』に関する施策

保安林・自然公園

参考資料 1 の保安林、自然公園欄を参照

造林事業

林業振興を目的とした民有林の間伐・枝打ち・作業道整備への助成、水源涵養や土砂災害防止の機能が低下した人工林の間伐などに取組み、林業振興・森林保全を推進する事業です。

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）

兵庫県条例である、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）は、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例です。

本市では都市計画区域外が対象となっています。

保存樹・保護地区

姫路市自然保護条例に定められる自然環境等の保護を推進するための制度で、保護地区には自然緑地保護地区、景観保護地区、動植物保護地区があります。

保全配慮地区

参考資料 1 を参照

里山防災林整備

集落裏山の里山林では、地域住民の自主的な管理や防災の備えのための防災機能の強化が求められていることから、集落の裏山の森林整備に併せて簡易な防災施設（柵工、筋工等）の設置や歩道整備を行う事業です。（県）

緊急防災林整備

台風等風水害により、多大な風倒木被害や山崩れが発生した急傾斜地等の間伐対象森林において、急傾斜や斜面形状等により山地災害防止機能の高度発揮が求められる 45 年生以下のスギ・ヒノキ林で、森林管理 100% 作戦により間伐を実施した森林を対象に、早期・確実に防災機能を図ることを目的として、間伐木を利用した土留工の設置などを行う事業です。（県）

レクリエーションファーム

P19 を参照

『みんなで緑を活かします』に関する施策

ひめじ街路樹アダプト制度の推進

P19 を参照

地域緑化用草花・樹木配布事業

P19 を参照

オープンガーデン事業

P19 を参照

住民参画型森林整備事業

P19 を参照

緑化指導員による地域への緑化指導・相談事業

地域緑化を推進するため（一財）姫路市まちづくり振興機構から指導員を1名配置し、市民等に対し緑に関する専門的なアドバイスなどを行う事業です。

緑化イベント

P20 を参照

企業の森づくり

環境保全等社会貢献に関心の高い企業や団体等が豊かな自然環境を活用しながら、地域の人々とともに森林保全に参画する制度です。（社）兵庫県緑化推進協会が企業等への活動フィールドの斡旋や活動計画の助言・提案を行う一方、企業は活動支援の申し込みや緑の募金への協力を行います。（県）

公園愛護会

公園愛護会とは、自分たちに身近な公園について、いつも気持ちよく利用できるように地元の自治会や子ども会などが中心となって組織された団体で主に清掃と除草活動を行います。また、公園に対する要望も公園愛護会を通じて行います。

『みんなで緑を創ります』に関する施策

ひめじ花と緑のコンクール

P20 を参照

緑のカーテンコンテスト

P20 を参照

記念樹の配布

P19 を参照

兵庫県環境の保全と創造に関する条例

ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するために兵庫県が定めた条例で、平成18年の条例改正により市街化区域内の一定規模以上の建築物及びその敷地について、緑化の義務付けがされています。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5の規定に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築、塀や柵の構造等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制、誘導していくため市が都市計画として定める制度のことです。

緑地協定

地域住民の協力により良好な街区環境を創出する制度で、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、保全又は植栽する樹木等の種類や場所、かき又は柵の構造などについて定めることができます。

県民まちなみ緑化事業

市街化区域等において、都市における環境の改善や防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用し、住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う事業です。（県）

河川環境整備事業

人々が川とのふれあいを通じて心を豊かにし、潤いを得ることができるよう河川環境を整備するもので、緑化の促進や親水性の高い護岸の整備などを行う事業です。

グリーンインフラの導入計画策定

「緑の基本計画」に盛り込まれた目標に沿ってグリーンインフラの導入計画を策定し、この導入計画に基づいて公園緑地の整備や公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化などに取組む自治体や民間事業者に対して財政的に支援が行われます。

参考資料3 緑のまちづくりに関するアンケート調査の概要

1. 調査概要

(1) 調査概要

- 調査地域：姫路市全域
- 調査対象：満20歳以上の住民2,000名
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査期間：平成30年12月13日～12月28日
- 調査内容：次ページ以降に掲載

(2) 回収結果

■ 全体回収結果

世帯数*	配布数	配布率	回収数	回収率
218,957世帯	2,000通	0.91%	791通	39.6%

※平成30年12月1日時点の世帯数

姫路市緑のまちづくりに関するアンケートのお願い

市民の皆様には、日頃から市政へのご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

姫路市では、「姫路市緑の基本計画」を平成10年3月に策定し、公園の整備や都市の緑化などを進めております。その後、平成16年8月と平成24年3月に改訂をおこなっておりますが、最終の改訂から6年経過しており、社会情勢の変化や新たな国の施策へ対応するために新たに改訂を進めることとなりました。

この調査は、公園緑地の満足度や緑をいかした都市づくりについて市民の皆様のお考えをお伺いし、計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

つきましては、姫路市にお住まいの20歳以上の皆様の中から2,000名を無作為に選ばせていただき、アンケート調査をお願いすることといたしました。

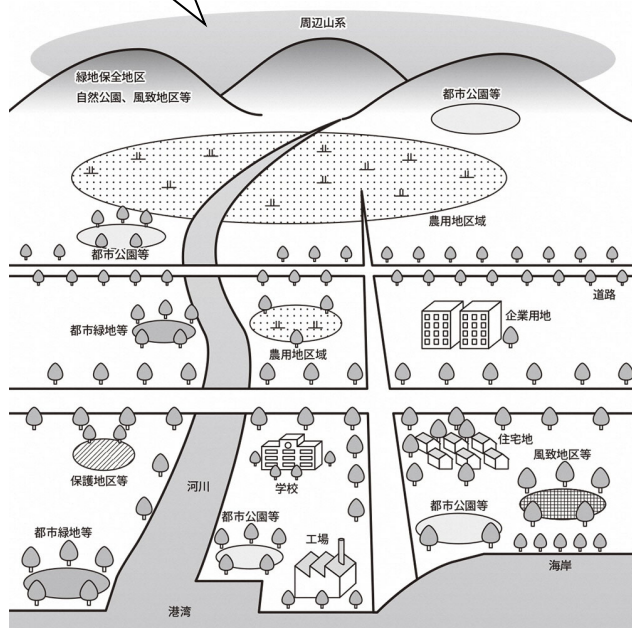
調査は無記名で行い、回答は統計的に集計しますので、個人が特定されることはありません。また、調査の目的以外には一切使用いたしませんので、ご回答いただいた方に対して、ご迷惑をおかけすることはありません。

何かとご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

平成30年12月

姫路市長 石見利勝

緑とは？



緑の基本計画で対象とする「緑」とは、公園や広場、山や丘陵地の緑地のほか、社寺林、農地、河川・海岸線などの水辺、街路樹、公共施設や住宅の庭、工場の緩衝緑地など多岐にわたります。

－ ご記入にあたってのお願い －

1. アンケートには、できるだけ封筒のあて名の方がお答えください。ご本人が、長期不在などで回答が困難な場合は、ご家族の方などが代わりにお答えください。
2. 調査票および返信用の封筒には、お名前を記入する必要はありません。
3. 各質問への回答は、この調査票に直接記入してください。
4. 誠に勝手ながら、設問によっては、回答できる数を指定させていただいております。**必ず、指定の数を守って**お答えください。（例えば、「2つまでお答えください」のところで3つ以上回答されている場合、集計者は意図的に2つを選ぶことができないため、その設問は無効回答扱いとなります）
5. 回答が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**12月28日(金)**までに郵便ポストに投函してください。**切手は不要**です。
6. ご協力いただいた調査結果については、市ホームページにおいて公表いたします。

あなた自身のことについておたずねします

問1：性別についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2：年齢についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 20歳～29歳 | 2. 30歳～39歳 | 3. 40歳～49歳 |
| 4. 50歳～59歳 | 5. 60歳～69歳 | 6. 70歳～79歳 |
| 7. 80歳以上 | | |

問3：職業についておたずねします。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------|------------|------------|
| 1. 農林漁業・水産業 | 2. 自営業・自由業 | 3. 会社員・公務員 |
| 4. パート・アルバイト | 5. 専業主婦 | 6. 学生 |
| 7. 無職 | 8. その他 | |

問4：姫路市(合併前の旧町も含む)に住まわれてからの年数についておたずねします。
(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上～5年未満 |
| 3. 5年以上～10年未満 | 4. 10年以上～20年未満 |
| 5. 20年以上～30年未満 | 6. 30年以上 |

問5：お住まいの地域についておたずねします。下図よりお住いの地域に該当する番号に○をしてください。（○は1つだけ）

また、お住まいの地域がわからない場合は下の欄内に町名等をお書きください。

お住まいの地域がわからない場合は、以下の欄にお住まいの町名等をお書き下さい。

姫路市 _____ 区 _____ 町 _____

(記入例： 飾磨区 天神町, 香寺町 溝口, 安田 など)

緑の現状についておたずねします

問6：姫路市の緑や公園・緑地についてどのようにお考えですか。

(○は各項目の1～5のうち1つだけ)

		満足	概ね満足	少し不満	不満	わからない
例： A 姫路市全体の緑や自然環境などの豊かさ		1	2	3	4	5
自然 的 な 緑 や 環 境 な ど	A 姫路市全体の緑や自然環境などの豊かさ	1	2	3	4	5
	B お住まいの地区の身近な緑や自然環境の豊かさ	1	2	3	4	5
	C 山林や丘陵地などの環境保全や遊歩道整備	1	2	3	4	5
	D 自然海岸や河川、ため池などの環境保全や活用	1	2	3	4	5
	E 農地の保全・活用	1	2	3	4	5
公 共 的 な 施 設 等 の 緑 や 公 園 な ど	F 幹線道路の街路樹やポケットパークなどの緑	1	2	3	4	5
	G 姫路城周辺や駅周辺などの緑	1	2	3	4	5
	H 社寺や古墳などの歴史的な緑	1	2	3	4	5
	I 子どもが遊べる身近な公園や、気軽に散策できる緑道	1	2	3	4	5
	J スポーツやイベントなども行える比較的大きな公園や広場	1	2	3	4	5
	K 公共的な施設の壁面や敷地の緑	1	2	3	4	5
	L 健康遊具やバリアフリーなど高齢者の利用に配慮した公園	1	2	3	4	5
民 間 施 設 の 緑 や 緑 化 に 対 す る 支 援	M 庭木や生垣など身近な住宅地の緑	1	2	3	4	5
	N 市街地内の工場や事業所、事務所ビルなどの壁面や敷地の緑	1	2	3	4	5
	O 臨海部の工場や事業所、事務所ビルなどの壁面や敷地の緑	1	2	3	4	5
	P 緑の保全や創出などへの関心を高めるための取組	1	2	3	4	5
	Q 緑や自然環境の保全・創出などに関する活動や取組への支援	1	2	3	4	5
	R 広報や市ホームページなどによる緑に関する情報提供	1	2	3	4	5
そ の 他	S その他 (具体的に：)	1	2	3	4	5

緑の利用についておたずねします

問7：あなたがここ1年以内に利用した場所やおこなったことは何ですか。

(〇はいくつでも)

公園で、

1. 公園遊具を使って遊ぶ
2. 野球やサッカー等のスポーツの練習や試合を行う
3. 走ったりボール遊びなどをして楽しむ
4. ウォーキングやラジオ体操、健康遊具などで体を動かす
5. 食事や休憩等ゆっくり過ごす
6. イベントに参加
7. 散策や森林浴、自然観察や風景を楽しむ

社寺や古墳など風格や歴史を感じる場所で、

8. 食事や休憩等ゆっくり過ごす
9. イベントに参加
10. 散策や森林浴、自然観察や風景を楽しむ

農地や庭で、

11. 市街地内の農地や庭で農作や家庭菜園
12. 市街地外（郊外）の農地や庭で農作や家庭菜園

山林や丘陵地で、

13. 食事や休憩等ゆっくり過ごす
14. 散策や森林浴、自然観察や風景を楽しむ

自然海岸や河川、ため池などの水辺空間で、

15. 食事や休憩等ゆっくり過ごす
16. 散策や自然観察、風景を楽しむ

その他

17. 具体的に ()

問9：緑を守り、増やすために姫路市ではどのような施策を重点的に進めるべきとお考えですか。（〇は2つまで）

1. 市民の緑化意識や環境意識を高める普及啓発活動
2. 道路や学校などの公共空間、住宅や工場など私有地の緑化の促進
3. 身近な場所で新たな公園や緑地の整備
4. 新たにスポーツやイベントなどでもできる比較的大規模な公園の整備
5. 既存の公園や緑地のリニューアル等による設備面の充実
6. 既存の公園から遊具や設備等の撤去による施設の簡素化
7. 山林や丘陵地、自然海岸や河川、ため池などの保全
8. 農地の保全・活用
9. 風格や歴史を感じる緑や公園・歴史的な緑の保全
10. 空き地（遊休農地なども含む）の緑化
11. 太陽光発電施設整備等に伴う山林などの緑の消失を抑制する制度の創設
12. わからない
13. その他（具体的に： _____)

問 10：姫路市では市街地に農地（遊休農地も含む）が点在しており、この農地のあり方について、あなたのお考えに近いものはどれですか。（〇は1つだけ）

1. 農地として利用しながら保全する
2. 市民農園等として利用しながら保全する
3. 観光農園等として行楽客に利用してもらいながら保全する
4. 小さな農地を集約して大きな農地として利用しながら保全する
5. 花や木を植えて緑地として保全する
6. 公園などの公共施設の用地として活用する
7. 宅地として整備して活用する
8. 今のままでよい
9. わからない
10. その他（具体的に： _____)

